## ◎佐賀県条例第21号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 佐賀県手数料条例(平成12年佐賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後								
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)								
市分	納付義務	手数料		納付時		由が	納付義務	手数料		納付時	
事務	者	名称	額	期	尹	事務	者	名称	額	期	
$1 \sim 407002004$	略					$1 \sim 407$	7の2の4	略			
407の3 長期優	長期優良	長期優	次に掲げる場合の	略		40703	長期優	長期優良	長期優	次に掲げる場合の	略
良住宅の普及の	住宅建築	良住宅	区分に応じ、それ			良住宅	の普及の	住宅建築	良住宅	区分に応じ、それ	
促進に関する法	<u>等計画</u> の	建築等	ぞれ次に定める金			促進に	関する法	等計画等	建築等	ぞれ次に定める金	
律 (平成20年法	認定を申	計画認	額(当該申請に併			律(平)	成20年法	の認定を	計画等	額(当該申請に併	
律第87号) 第5	請する者	定申請	せて建築基準法			律第87	7号) 第5	申請する	認定申	せて建築基準法	
条第1項から <u>第</u>		手数料	(昭和25年法律			条第1	項から <u>第</u>	者	請手数	(昭和25年法律	
<u>5項</u> までの規定			第201号)第6条			<u>7項</u> ま	での規定		料	第201号)第6条	
による認定(以			第1項に規定する			による	認定(以			第1項に規定する	
下この号及び次			建築基準関係規			下この	号及び次			建築基準関係規	
号において「 <u>長</u>			定に適合するかど			号にお	3いて「 <u>長</u>			定に適合するかど	
期優良住宅建			うかの確認を申請			期優良	<u> 良住宅建</u>			うかの確認を申請	
<u>築等計画</u> の認			するときは、建築			築等記	計画等の			するときは、建築	
定」という。) の			基準法施行条例			認定」	という。)			基準法施行条例	
申請に対する審			(昭和46年佐賀県			の申請	に対する			(昭和46年佐賀県	
査			条 例 第25号 ) 別			審査				条 例 第25号 ) 別	
			表第1号に掲げる							表第1号に掲げる	

改正前	改正後		
改正前    額(当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額)の手数料を加算した額)(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から交付された同項に規定する登録に関するとは能評価書又は同法第6条の2第3項に規定	改正後  紅田 (当該確認審査 (当該確認審査 (		
は同法第6条の	は同法第6条の		

改正前	改正後		
	第6条第1項第		
	と評価され、又		
は確認された計	は確認された計		
画(以下「適			
合確認計画」			
という。)であ			
る場合 次に			
掲げる場合の区	掲げる場合の区		
分に応じ、それ	分に応じ、それ		
ぞれ次に定める			
ア略			
イ 既存住宅			
(新築時に			
長期優良住 長期優良住			
宅建築等計			
画の認定を			
受けていない			
住宅をいう。			
以下この号	以下この号及		
及び次号に			
おいて同じ。)			
を増築又は	場合 次に		
改築する場			

改正前	改正後		
の床面積の	改築する場		
合計の区分			
に応じ、それ	-   -   -   -     -		
ぞれ次に定	の合計の区		
める金額	分に応じ、そ		
	れぞれ次に		
	定める金額		
	$(7) \sim (f)$		
	略		
(2) (1)に掲げる	(2) (1)に掲げる		
場合以外の場	場合以外の場		
合次に掲げ	合次に掲げ		
る場合の区分に	る場合の区分に		
応じ、それぞれ	応じ、それぞれ		
次に定める金額	次に定める金額		
ア略	ア略		
イ 既存住宅	イ 既存住宅		
	<u>の</u> 場合 次		
改築する場	に掲げる建		
合次に掲	築物の床面		
	積 <u>(増築又</u>		
の床面積の	は改築する		
合計の区分	場合は、当		
に応じ、それ	該部分を含		

	改正前			改正後	
407の4 長期優 長		ぞれ次に定 める金額 (7)~(ケ) 略 (1) 次に掲げる	略		略
の促進に関する 等 法律第8条第1 変	正字建築 良生等 建一連一部 連一の認 連一の認 連一の認 連一の記 手 で申請す ま 者 者	住応次(せ第全関すると表現のとのとのとのとのとのでは、定該建第1集第一では、定該建第1集第一では、定該建第1集第一では、定該建第1集第一では、行為に対して、当て、企業のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		良住宅の普及 の促進に関する 法律第8条第1 項の規定に基づ	

改正前		改正後		
係を対すてくるるにが断除めげにれがをアイを登を住げ言を正とる。	1	改正後  「保る長期優良住」 一等がでく。(1)に定義がでく。(1)に定めるは、にののれる。(1)に定めるでは、定めるでは、定めるでは、定めるでは、定めるでは、定めるでは、定めるでは、定めるでは、定めるでは、定は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では		
	<b>昇した額</b> (7) ~ (ケ)	(7)~(7)		

改正前	改正後		
略 (3) 長期優良住 宅の普及の促進に関する法律 第6条第1項第2 号、第4号、第5 号又は第6号に 係る変更がある 場合 (1)に定 める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞ れ次に定める額を加算した額 ア 略 イ 増築又は改 築時に長期優 良住宅建築 等計画の認定	略 (3) 長期優良住 宅の普及の促進に関する法律 第6条第1項第2 号、第4号、第5 号又は第6号に 係る変更がある 場合 (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額ア略 イ 長期優良住 室建築等計 画等の認定を 受けた既存住		
良住宅建築	<u>画等</u> の認定を		

改正前	改正後
それぞれ次に 定める額を加 算した額 (ア)~(ケ) 略   407の5~407の12 略   408 教育職員 免許法(昭和 24年法律第147 号)第5条第1 項及び第2項並 びに第16条の2 第1項及び第2 項の規定に基づ く普通免許状の 授与	める額を加算した額 (ア)~(ケ) 略   407の5~407の12 略   408 教育職員 免許法(昭和 24年法律第147 号)第5条第1 項及び第16条第 1項の規定に基づく普通免許状の授与
409     教育職員免       許法第5条第3       項の規定に基づく特別免許状の授与	409 教育職員免     略       許法 <u>第5条第2</u> 項の規定に基づ       〈特別免許状の     授与
410 教育職員免     略       許法 <u>第5条第</u> 6項の規定に       基づく臨時免	410 教育職員免     略       許法 <u>第5条第5</u> 項の規定に基づく臨時免許状の

	改正前				改正後
許状の授与				授与	
411 略				411 略	
411の2 教育職	普通免許 教育職	3,300円	更新申		
員免許法第9条			請のとき		
の2第1項の規	別免許状免許状				
定に基づく普通	の有効期又は教				
免許状又は特	間の更新を 育職員				
別免許状の有					
効期間の更新の	許 状 有				
申請に対する審	効 期 間				
<u> </u>	更新申				
	請手数				
	料				
411の3 教育職	普通免許 教育職	1,700円	延長申		
員免許法第9条			請のとき		
<u>の2第5項の規</u>	別免許状免許状				
定に基づく普通					
	間の延長を 育職員				
別免許状の有					
効期間の延長の	許状有				
申請に対する審	効期間				
<u> </u>	延長申				
	請手数				
	料				
412・413 略				412・413 略	

	改正前			改正後
員免許法及び 教育公務員特 例法の一部を 改正する法律	教育職員 教育職員 教育 職	3,300円	<u>確 認 申</u> <u>請のとき</u>	
413の3 改正法 附則第2条第4 項の規定に基 づく免許状更新 講習修了確認	教育職員 免許状更 新講習修 了確認期 限の延期を 申請する者 期限延 期申請手 数料	1,700円	<u>延期申</u> 請のとき	

2)	女正前	改正後	
413の4改正法 附則第2条第5 項に規定する免 許状更新講習 を受ける必要が ない者であること との認定の申請 に対する審査教育職員 免許状更 新講習を 受ける必要 がない者 であること の認定を申 請する者414~494略	状更新       講習受       講免除       認定申請		

## 附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1第408号から第410号までの改正規定並びに同表第411号の 2、第411号の3及び第413号の2から第413号の4までを削る改正規定は、令和4年7月1日から施行する。